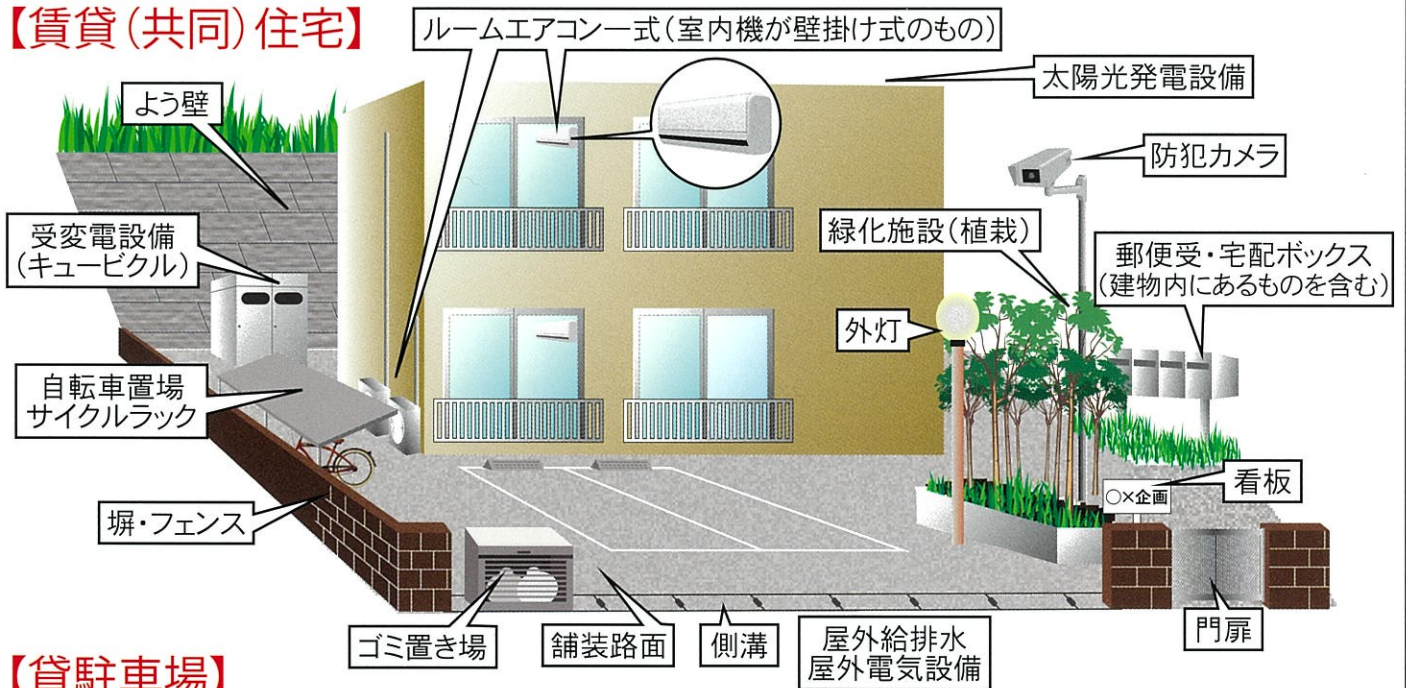


賃貸(共同)住宅、貸ビル、貸店舗及び駐車場などを 経営されている方は償却資産の申告が必要です。

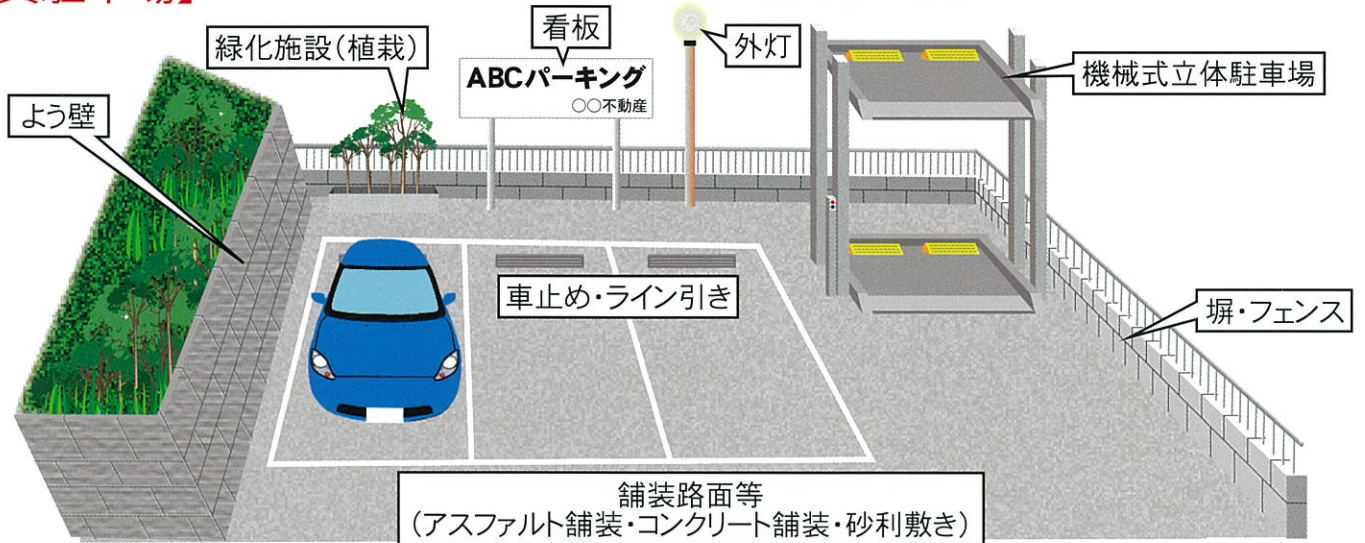
- 固定資産税の対象には、土地・家屋の外に償却資産があります。
- 固定資産税の対象の償却資産は、事業用に供される有形の資産(構築物・建物附属設備、器具、備品など)をいいます。
- 償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在所有する資産について、その年の1月末までに市に申告する必要があります。(地方税法第383条)

償却資産として申告が必要な資産は?【申告対象例】

【賃貸(共同)住宅】



【貸駐車場】



申告・お問い合わせは

市川市役所 財政部 固定資産税課 償却資産担当

〒272-8501 千葉県市川市八幡1-1-1

TEL 047-334-1111(代表) 内線:12913・12914

FAX 047-712-8744

受付時間:月～金曜日:8時45分から17時15分